





## 「スーパーシティ」構想について(1背景

- ■AI及びビックデータを活用し、社会のあり方を根本から変えるような都市設計の動きが、国際的には急速に進展
  - ▶ 白地から未来都市を作り上げるグリーンフィールド型の取り組み(雄安、トロント等)
  - ▶ 既存の都市を造り変えようとするブラウンフィールド型の取組(ドバイ、シンガポール等)
- ■先行している部分もあるが、世界各国でも、以下のような「まるごと未来都市」は、未だ実現していない
  - ▶ エネルギー、交通などの個別分野にとどまらず生活全般にわたり、
  - ▶ 最先端技術の実証を一時的に行うでのではなく暮らしに実装し、
  - ▶ 技術開発側・供給側の目線ではなく住民目線で未来社会の前倒し実現
- ■我が国にも、必要な要素技術は、ほぼ揃っているが、実践する場がない

#### カナダ・トロント市の事例

- ■Google系列会社が行政と連携し、 ありとあらゆる場所、ヒト・モノの 動きをセンサーで把握し、ビッグ データを活用した都市設計が進行中
- ○モビリティに関する構想
- ・信号が絶えず人、自転車、 車の動きを追跡
- ・公共の自動運転車、 用途に応じて変化 する道路



#### ○建物・インフラに関する構想

- ・モジュール化されたパーツを組合せ、 車を組立てるように建築
- ・共同溝の物流網化や 公益サービス用の地 下道ネットワーク



#### ※住民の不安による混乱や遅滞も。

#### 中国・杭州市の事例

- ■アリババ系列会社が行政と連携し、 交通違反や渋滞対策にカメラ映像の AI分析を活用。ベンチャーによる 無人コンビニも展開中
- ○交通違反や渋滞対策にAI分析を活用
- ・道路ライブカメラ映像をAIが自動で 収集し、異常を認めた場合に警察へ 自動通報(多い日で500件)
- ・交通状況に応じ信号機の点滅を自動で切換え、一部

地域で自動車走 行速度が15%上昇



#### ○無人コンビニの展開

・スマホアプリも必 要としない顔認証 でのキャッシュレ ス支払いが可能



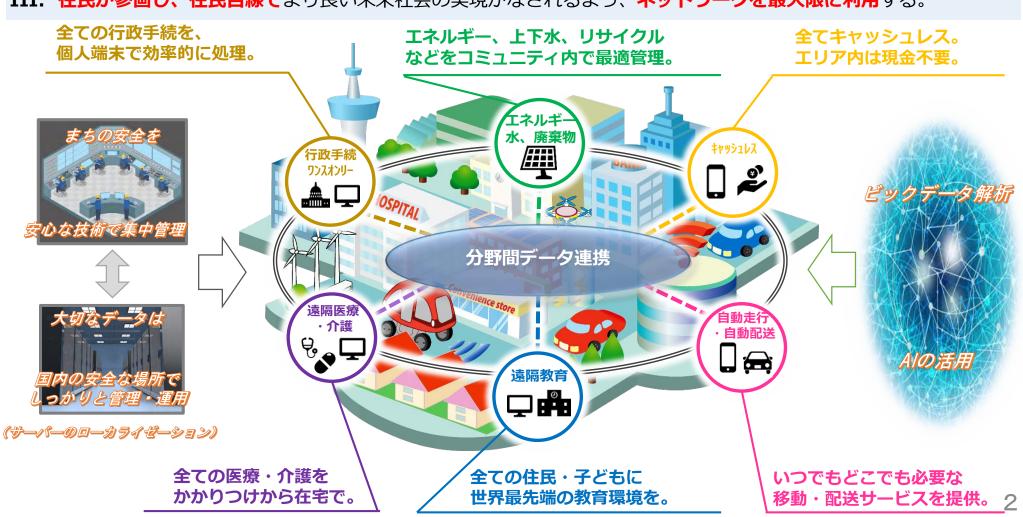


国家戦略特区制度を活用しつつ 住民と競争力のある事業者が協力し、 世界最先端の日本型スーパーシティを実現



#### 「スーパーシティ」構想について ②具体像

- I. 以下のような領域(少なくとも5領域以上など)を広くカバーし、**生活全般にまたがる。** 
  - ①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全
- II. 2030年頃に実現される未来社会での生活を加速実現する
  - 一 域内は自動走行のみ、現金取扱い・紙書類なしなど
- III. 住民が参画し、住民目線でより良い未来社会の実現がなされるよう、ネットワークを最大限に利用する。





#### ③必要な法整備

- ■従来の国家戦略特区制度を基礎としつつ、より迅速・柔軟に域内独自で規制特例を設定できる法制度の整備を目指す。
  - 1) 未来都市の設計・運営の方針、域内独自の規制特例設定についての住民合意等の手続き
  - 2) 地方事務に関わる政省令について、条例で規制特例を設定可能化
  - 3) その他の規制の特例措置に関して、特区諮問会議での議論を経て、規制所管省庁に勧告

#### 【目指すべき制度整備の概要】

Oスーパーシティに係る基本方針・区域方針の策定

基本方針:基本的事項(目標、実現すべき姿、データ管理、規制改革・インフラ整備等の方針、区域指定の方針等)

区域方針:区域ごとの整備に関する基本的事項

〇スーパーシティ区域会議において「基本構想」を策定

構成員 : 国家戦略特区担当大臣、関係地方公共団体の長、事業者、住民代表

基本構想: 事業計画の概要、規制の特例措置の概要等



議会承認・住民合意 ⇒ 総理認定

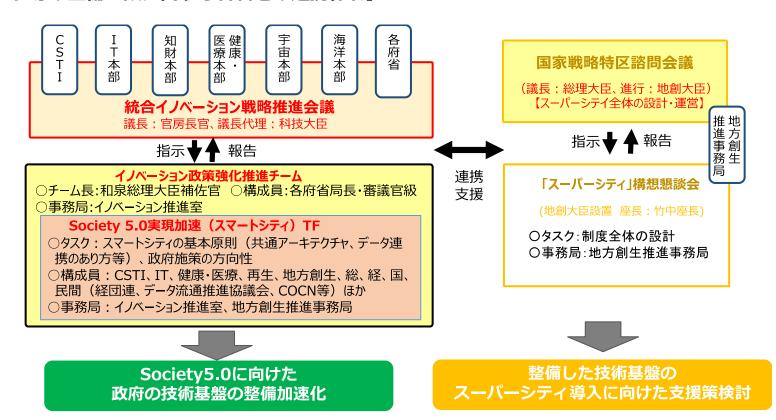


- ○地方事務に関わる政省令について、条例で規制特例を設定可能とする。自治体と規制所管省庁との間の協議プロセスを定め、必要に応じ規制の特例を設けることを停止できる手続を置く。
- **○その他の規制の特例措置**に関し、**特区諮問会議での議論を経て、規制所管省庁に勧告**する措置などを設ける。



- 4インフラ・技術面の方策
- ■必要なインフラ整備は国主導で迅速に推進。予算確保、官民連携のファイナンス手法を検討。
  - 1) Society5.0に向けた政府の技術基盤整備を、スーパーシティ実現を視野に、各省と連携し加速化
  - 2)整備した技術基盤を、スーパーシティに係る取組に円滑に導入できるよう、必要な支援策を検討

#### 【インフラ等の整備支援に関する各省との連携体制】





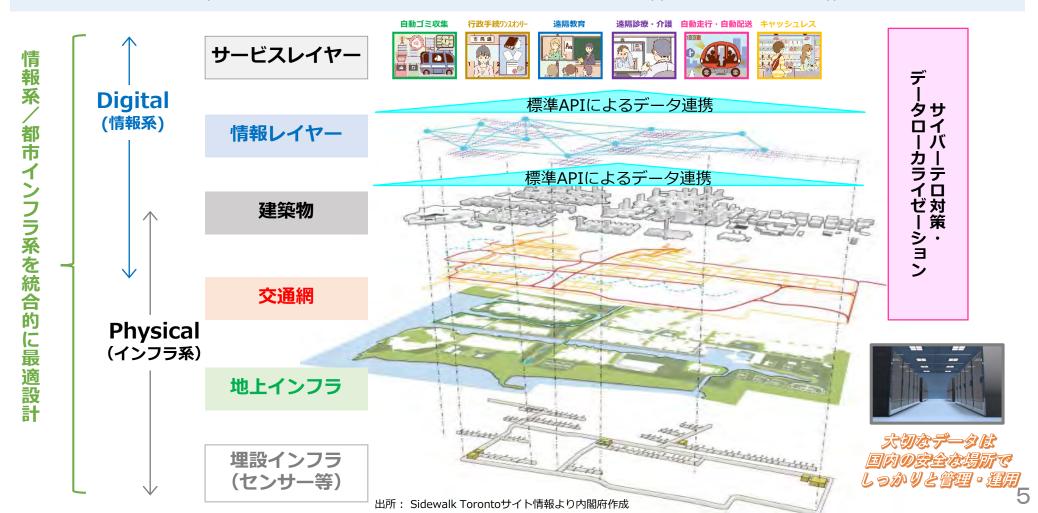
#### ⑤支える構造 I

#### ■未来仕様の都市インフラ

- ▶ 物理的な都市インフラ(道路、水道、電力網など)とデジタルインフラ(横断的なデータ連携基盤)を組み合わせ、
- ▶ データ連携のために必要な通信基盤、センサー、デバイスなどを物理的インフラに埋め込んで、
- ▶ 各種の新たなサービスの提供を可能とする未来仕様の都市インフラ

#### ■データの適正な管理・セキュリティの万全な確保

▶ サイバーテロ対策、データローカライゼーションなどを含む、データの適正な管理とセキュリテイの確保を徹底。

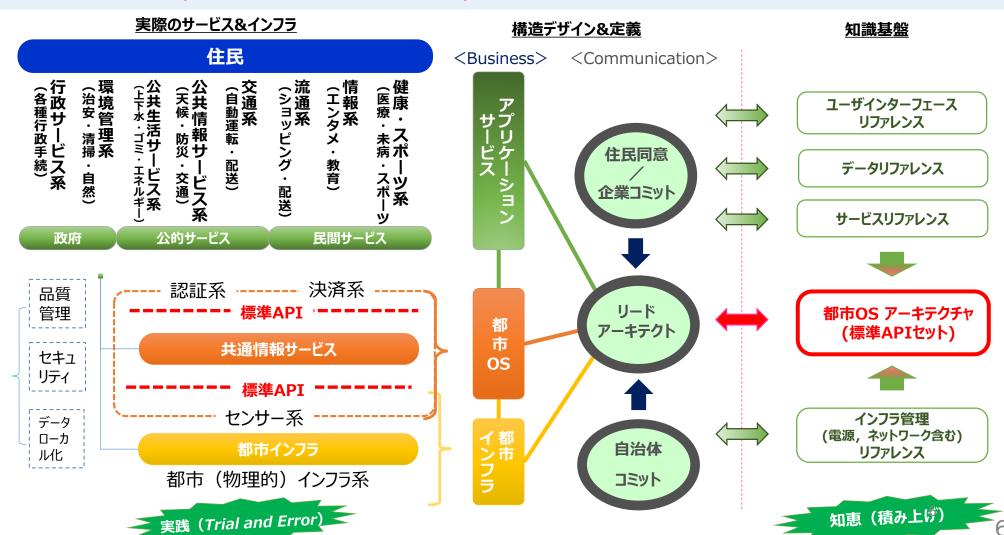




#### ⑤支える構造Ⅱ

#### ■最先端の技術活用とAPI

- データ連携基盤や、認証・決済、センサーなどの各種サービスの共通機能を提供する「都市OS」を、それぞれのアプリケーションサービスや都市インフラと繋ぎ、データやサービスの互換性・連携性を保証するのがAPI。
- ▶ 最先端の技術を常に活用しつづけるため、政府が特定の技術を推奨・誘導することなく、官民を超えて、常にオープンな連携を可能にするためのAPI(アプリケーションプログラミングインターフェース)を設計。それを活用した技術・手法をリファレンスとして蓄積・共有する。





#### ⑤支える構造Ⅲ

#### ■未来都市を実現できる、強力な推進機関

- ▶国の様々な関係機関、自治体、民間企業など多くのプレーヤーが関わる。また、未来社会の加速実現には、これ までにないインフラの整備、新たな規制の設定・運用が不可欠。
- ▶ このため、国(内閣府)・自治体、民間で構成する強力な推進機関(従来の国家戦略特区の区域会議を更に充実・強 化)を設ける必要がある。







#### 技術の活用

- ・実装できる企業
- ・国際的な連携

AI/ビックデータ等 を活用した最新技術

## 強力な推進機関

- 独自の規制設定など強力な権限
- 都市設計・運営全般を統括する アーキテクト
- 創造力・機動性のある人材









- 住民同意(投票)
- ラウンドテーブル





#### ■ 便利な暮らしのスタイルが定着

- 支払いも、手続も、ネットでいつでも、 安全に、簡単に!
- 買物、ゴミ出しはじめ、家事がいつでも 便利にできる!
- 欲しい時に欲しいものが、簡単に買えて 運んでくれる!





#### ■ ニーズに合わせたライフスタイルを構築

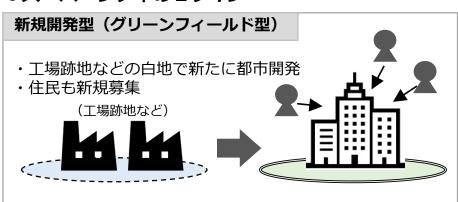
- どこでも最先端の授業が受けられる!
- 必要な診療と薬がどこにいても手に入る!
- 外国人との多文化共生の暮らしが作れる!
- スポーツがいつでも思いっきりできる!
- 自然豊かな環境と仕事を両立できる!



## 「スーパーシティ」構想について ⑥エリアの選定

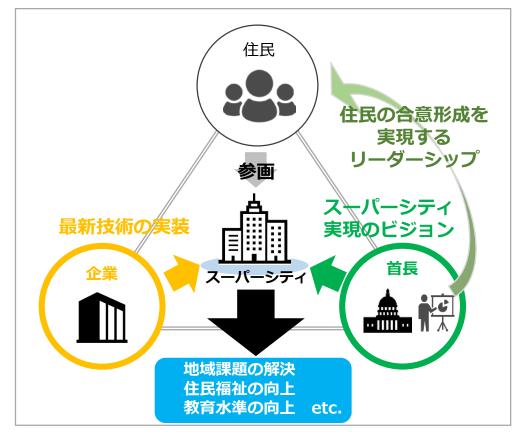
- ■ごく少数のエリアを、透明なプロセスで選定。
  - 1) 新規開発型(グリーンフィールド型):都市の一部区域や工場跡地などで、新たな都市開発を行い、新たな住民を集める
  - 2) **既存都市型(ブラウンフィールド型)**: 既にあるまちで住民合意を形成しつつ、必要な再開発・インフラ整備を行う ※いずれのタイプも、行政区域と一致する場合と、その中の一部地域(ディストリクト型)となる場合があり得る。
- ■選定に際しては、以下の2つの存在などが重要。
  - 1) 住民の合意形成を促進・実現できる、ビジョンとリーダーシップを備えた首長
  - 2) 最新技術を実装できる企業

#### ●スーパーシティの2タイプ



# 既存都市型 (ブラウンフィールド型) ・既にあるまちで住民合意を形成 ・必要な再開発・インフラ整備を実施

#### ●選定に当たっての重要要素



#### スーパーシティに係る新制度 (案) の概要

閣議決定 国家戦略特区基本方針 ※スーパーシテ 1 の意 (第5条) 指定基準等を追加

政令改正 国家戦略特区指定 (第2条第1項)

※スーパーシティとする区域を政令指定

総理決定 国家戦略特区区域方針 ※指定されたス-(第6条) ーシティ 区域の方針を追加

作成 区域計画の案 (第8条) 通称 . . 基本構想) മ

区域の名称

スーパーシティ事業(住民等の共同の福祉又 は利便増進を図る**データ連携基盤整備事業を** 

区域会議

(特区担当大臣· 首長·事業者等)

まれる特例措置 先端的区域データ活用事業活動に必要と見込 含むものに限る)の内容及び実施予定主体

経済的社会的効果 等

総理認定

デー 区域計画 -夕連携基盤 事業に係る ( 第 8

条)

に限る) 理基準を満たす者 データの提供の 「求め」 国等が保有する ( 安全管

規制所管大臣に対する新たな規制の特例措置 区域会議は、 先端的区域データ活用事業活動の実施に際し、 一の求め 内閣総理大臣

に対し、 内閣府令で定めるところにより(住民合意を証する書面、 住民その他の利害関係者の意向を踏まえた区域計画案を添えて、 必要に応じ条例

ことができる。 による規制改革の案を添付) ` 新たな規制の特例措置の整備を「求め」 る

議の意見を聴いた上で、 請する。 規制所管大臣は、 遅滞なく通知・公表するものとする。 特例措置を講ずるか否かについて、 特区諮問会

内閣総理大臣は、

当該規制の所管大臣に新たな規制の特例措置の検討を要

• 特区諮問会議は、 必要に応じ、 規制所管大臣に対し勧告することがきる。

(地方事務の場合)

条例による特例措置の実現

(国事務の場合)

新たな規制の特例措置の追加

特区事業の実現

#### スーパーシティとデータ連携基盤について

スーパーシティは、様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」(都市OS)を軸に、地域住民等に様々なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市。

